

令和3年度

第2回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 令和4年3月11日（金）

場所 豊山町役場 研修室2

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療係

<このページは空白です。>

目次

令和4年度の国民健康保険税率について【報告事項】	- 1 -
1 令和4年度の国民健康保険税率について	- 1 -
(1) 令和4年度の国民健康保険税率	- 1 -
(2) 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額	- 3 -
(3) 国民健康保険税率改定に伴う国民健康保険増減額別の世帯数	- 4 -
(4) 国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション	- 4 -
2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）	- 5 -
(1) 国保税率改定関係	- 5 -
3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果	- 7 -
(1) 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】	- 7 -
(2) 豊山町の標準保険料率【本算定結果】	- 8 -
制度改正について【報告事項】	- 9 -
1 未就学児の均等割軽減措置について	- 9 -

令和4年度の国民健康保険税率について【報告事項】

1 令和4年度の国民健康保険税率について

第1回国民健康保険運営協議会（令和3年12月27日開催）に諮問した「令和4年度の国民健康保険税率（案）」について、答申された事項を踏まえ、令和4年度の国民健康保険税率を次のとおり設定した。

（1）令和4年度の国民健康保険税率

令和4年度の国保税率（案）で試算した賦課総額は3億8,717万円（対前年度比3.0%増）となり、また、一人当たりの調定額は110,646円（対前年度比3,129円2.9%増）となる。

区分		標準保険料率（本算定）		R3年度（現行）		R4年度（案）	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	6.05%	54.6	6.20%	55.1	6.25%	54.3
	均等割	25,853円	45.4	24,400円	44.9	24,400円	45.7
	平等割	17,003円		19,700円		22,100円	
後期	所得割	2.29%	54.4	2.06%	54.6	2.20%	53.3
	均等割	9,521円	45.6	7,900円	45.4	7,900円	46.7
	平等割	6,262円		7,000円		9,300円	
介護	所得割	2.46%	55.2	1.43%	53.2	2.05%	58.0
	均等割	12,619円	44.8	8,000円	46.8	8,000円	42.0
	平等割	6,297円		5,300円		7,000円	
賦課総額（一般）（※1）		386,846,000円		375,866,000円		387,170,000円	
対前年度		—		—		+11,304,000円 3.0%	
対標準保険料率		—		▲10,980,000円		+324,000円	
調定額（一般）（※2）		341,439,000円		331,692,000円		341,344,000円	
対前年度		—		—		+9,652,000円 2.9%	
対標準保険料率		—		▲9,747,000円		▲95,000円	
一人当たりの調定額		110,677円		107,517円		110,646円	
対前年度		—		—		+3,129円 2.9%	
対標準保険料率		—		▲3,160円		▲31円	

（※1）令和3年10月末現在の被保険者データで試算

被保険者数（一般） 3,085人

（※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

(2) 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額

モデル区分		R3年度	R4年度	
				R3年度との比較
1	～39歳【1人世帯】 所得0万円	17,600	19,000	+1,400円
2	40～64歳【1人世帯】 所得0万円	21,500	23,500	+2,000円
3	65～74歳【1人世帯】 所得0万円	17,600	19,000	+1,400円
4	65～74歳【1人世帯】 所得100万円	76,400	79,900	+3,500円
5	65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円	220,900	228,600	+7,700円
6	～39歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得0万円	37,000	38,400	+1,400円
7	～39歳1人親+子2人【3人世帯】 所得50万円	67,400	70,000	+2,600円
8	40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得150万円	219,500	233,300	+13,800円
9	40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得400万円	523,000	558,300	+35,300円

(3) 国民健康保険税改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数

R4年度 国保税増減額 (対R3年度)		世帯数 (割合)	
増額	6万円以上	8世帯	(0.4%)
	4万円以上 6万円未満	29世帯	(1.5%)
	2万円以上 4万円未満	190世帯	(9.9%)
	2万円未満	1,595世帯	(82.9%)
	増額世帯計	1,822世帯	(94.7%)
増減なし		101世帯	(5.3%)
合計世帯数		1,923世帯	(100.0%)

※令和3年10月末現在の被保険者データで試算

(4) 国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション

令和3年度計画

区分	令和3年度税率	1年目(実績)	2年目(実績)	3年目(実績)	4年目	5年目	6年目
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度(※)	R4年度(※)	R5年度
賦課総額(一般)	375,866,000円	386,796,767円	385,022,002円	386,919,746円	375,866,000円	387,170,000円	397,698,000円
対R3年度	—	—	—	—	—	+11,304,000円 (+3.0%)	+21,832,000円 (+5.8%)
法定外繰入金	15,008,000円	84,507,000円	65,949,000円	45,998,000円	15,008,000円	10,528,000円	0円

※R3年度は予算額、R4年度は当初予算額(案)

2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）

（1）国保税率改定関係

令和4年度の国民健康保険税について、資料2ページの国民健康保険税率（案）に改定するため、豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

条例	改正の概要	
第3条	医療給付費分 所得割率	6.20% → 6.25%
第5条の2	医療給付費分 平等割額（①，②以外）	19,700円 → 22,100円
	特定世帯①	9,850円 → 11,050円
	特定継続世帯②	14,775円 → 16,575円
第6条	後期支援金分 所得割率	2.06% → 2.20%
第7条の3	後期支援金分 平等割額（①，②以外）	7,000円 → 9,300円
	特定世帯①	3,500円 → 4,650円
	特定継続世帯②	5,250円 → 6,975円
第8条	介護納付金分 所得割率	1.43% → 2.05%
第9条の3	介護納付金分 平等割額	5,300円 → 7,000円

条例	改正の概要
第23条	<p>税率改定に伴う平等割の軽減額の改正</p> <p>7割軽減</p> <p>医療給付費分 ①, ②以外 13,790円 → 15,470円 特定世帯① 6,895円 → 7,735円 特定継続世帯② 10,343円 → 11,603円</p> <p>後期支援金分 ①, ②以外 4,900円 → 6,510円 特定世帯① 2,450円 → 3,255円 特定継続世帯② 3,675円 → 4,883円</p> <p>介護納付金分 3,710円 → 4,900円</p> <p>5割軽減</p> <p>医療給付費分 ①, ②以外 9,850円 → 11,050円 特定世帯① 4,925円 → 5,525円 特定継続世帯② 7,388円 → 8,288円</p> <p>後期支援金分 ①, ②以外 3,500円 → 4,650円 特定世帯① 1,750円 → 2,325円 特定継続世帯② 2,625円 → 3,488円</p> <p>介護納付金分 2,650円 → 3,500円</p> <p>2割軽減</p> <p>医療給付費分 ①, ②以外 3,940円 → 4,420円 特定世帯① 1,970円 → 2,210円 特定継続世帯② 2,955円 → 3,315円</p> <p>後期支援金分 ①, ②以外 1,400円 → 1,860円 特定世帯① 700円 → 930円 特定継続世帯② 1,050円 → 1,395円</p> <p>介護納付金分 1,060円 → 1,400円</p>

3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果

令和4年1月19日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の本算定結果』が示された。

(1) 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】

豊山町の国民健康保険事業費納付金【本算定結果：一般】

R4本算定結果 ①	R4仮算定結果 ②	R3本算定結果 ③	R4仮算定との差 =①-②	R3本算定との差 =①-③
429,507,146円	443,433,350円	416,407,962円	▲13,926,204円	13,099,184円

豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金

市町村名	R4本算定結果 ①		R3本算定結果 ③		R3本算定との差 =①-③
	一人当たりの納付金	順位 (※)	一人当たりの納付金	順位 (※)	
豊山町	143,792円	30位	131,816円	37位	11,976円
春日井市	141,273円	34位	132,929円	34位	8,344円
小牧市	145,986円	21位	135,765円	29位	10,221円
清須市	145,620円	23位	138,058円	19位	7,562円
北名古屋市	148,230円	17位	137,213円	22位	11,017円
大口町	151,497円	11位	142,343円	11位	9,154円
扶桑町	138,809円	41位	130,472円	40位	8,337円
県平均	144,816円	—	136,206円	—	8,610円

(2) 豊山町の標準保険料率【本算定結果】

区分		R4本算定結果	応能応益割合	R3本算定結果	応能応益割合
医療	所得割	6.05%	54.6	5.61%	56.7
	均等割	25,853円	45.4	22,926円	43.3
	平等割	17,003円		15,951円	
後期	所得割	2.29%	54.4	2.34%	56.0
	均等割	9,521円	45.6	9,343円	44.0
	平等割	6,262円		6,501円	
介護	所得割	2.46%	55.2	2.39%	57.6
	均等割	12,619円	44.8	12,059円	42.4
	平等割	6,297円		6,161円	
計	所得割	10.80%		10.34%	
	均等割	47,993円		44,328円	
	平等割	29,562円		28,613円	
賦課総額（一般）（※1）		386,846,000円		367,218,000円	
調定額（一般）（※2）		341,439,000円		327,974,000円	
一人当たりの調定額		110,677円		103,724円	

（※1）令和3年10月末現在の被保険者データで試算

被保険者数（一般） 3,085人

（※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

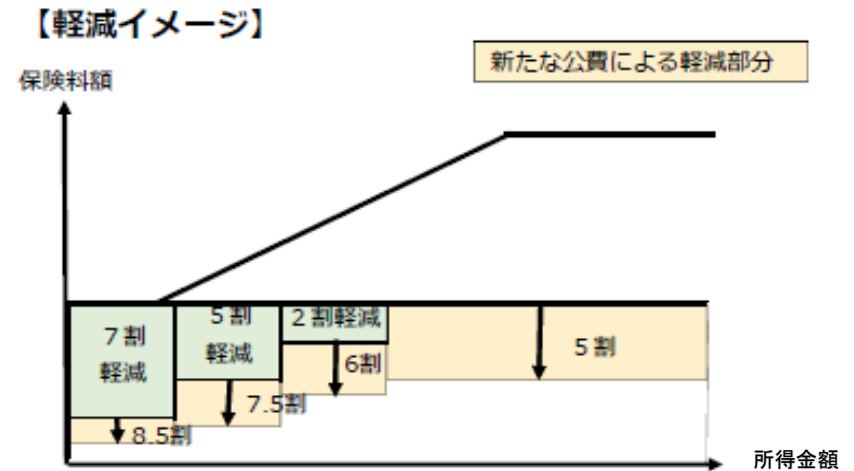
制度改正について【報告事項】

子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入

1 未就学児の均等割軽減措置について

子育て世帯の負担軽減を図るため国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方）に係る均等割額の2分の1を軽減します。

均等割額は、世帯の総所得金額等の合計に応じて軽減措置がされています（7・5・2割軽減）が、例えば、7割軽減世帯の未就学児の場合、残り3割の2分の1を減額することから、8.5割軽減となります。



■改正内容

軽減割合		均等割額（未就学児軽減後）					
現行割合	追加割合	医療給付費分	(課税額)	(軽減額)	後期支援金分	(課税額)	(軽減額)
7割	1.5割	24,400円	3,660円	20,740円	7,900円	1,185円	6,715円
5割	2.5割		6,100円	18,300円		1,975円	5,925円
2割	4割		9,760円	14,640円		3,160円	4,740円
なし	5割		12,200円	12,200円		3,950円	3,950円

■改正による影響について

軽減種別	未就学児数	保険税影響額
7割軽減	25人	121,125円
5割軽減	13人	104,975円
2割軽減	19人	245,480円
低所得軽減なし	40人	646,000円
計	97人	1,117,580円

※全世帯数：1,914世帯

※令和4年1月末現在の被保険者データを基に令和4年度予定税率を用いて算出

※令和4年度就学児となる者は除く

■モデル世帯

モデル区分		軽減前	軽減後	
				現行との比較
1	～39歳夫婦＋子1人（未就学1人）【3人世帯】 所得0万円	38,400	33,600	△4,800円
2	～39歳1人親＋子2人（未就学1人）【3人世帯】 所得50万円	70,000	61,900	△8,100円
3	40～64歳夫婦＋子1人（未就学1人）【3人世帯】 所得150万円	233,300	220,300	△13,000円
4	40～64歳夫婦＋子2人（未就学2人）【4人世帯】 所得400万円	558,300	526,000	△32,300円